

平成28年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
分担研究報告書

人生の最終段階の医療に関する用語およびガイドライン策定に関する研究

| | | |
|-------|--------|-----------------|
| 研究分担者 | 柏木 聖代 | 横浜市立大学医学部看護学科教授 |
| 研究分担者 | 濱野 淳 | 筑波大学医学医療系講師 |
| 研究分担者 | 堀田 聡子 | 国際医療福祉大学大学院教授 |
| 研究協力者 | 伊藤 智子 | 筑波大学医学医療系助教 |
| 研究代表者 | 田宮 菜奈子 | 筑波大学医学医療系教授 |

研究要旨

本研究の目的は、日本の医学系の学会における人生の最終段階における医療（終末期医療）に関する用語の学会での使用状況および定義、ガイドラインの策定状況等の実態を明らかにすることである。平成29年3月に日本医学分科会の126分科会を対象に、学会における人生の最終段階における医療（終末期医療）に関する用語の学会での使用状況および定義、さらにガイドラインの策定状況について、アンケート調査を実施した。

A. 研究目的

日本は今後高齢者数の増加に伴い、多くの方が人生の最終段階を迎え、必然的に死亡者数が増加する多死社会が到来するといわれている。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省は昭和62年以来、概ね5年毎に「人生の最終段階における医療」に関する検討を行っており、平成5年からは国民および医療従事者等に対して意識調査を実施してきた。平成27年に実施された意識調査では、従来「終末期医療」と表記していたものについては「人生の最終段階における医療」に表記が変更されているが、類似概念をもつ用語として終末期医療、緩和医療、ターミナルケア、エンドオブライフケア、ホスピスケアなどの様々な言葉が学術論文等において用いられている現状にある。また、人生

の最終段階における医療（終末期医療）に関するガイドラインは、平成19年に厚生労働省が策定した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」をはじめ、多くの学会等においてガイドラインを策定され、公表しているが、医学系の学会におけるガイドラインの内容および活用状況等についての実態は明らかになっていない。

そこで、本研究では、日本の医学系の学会における人生の最終段階における医療（終末期医療）に関する用語の学会での使用状況および定義、さらにガイドラインの策定状況等の実態を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

1. 調査対象

日本医学分科会の126分科会（平成28年2月）を対象とした（日本医学会分科会一覧：<http://jams.med.or.jp/members-s/index.html>）

2. 調査方法

調査の実施期間は、平成29年3月。日本医学会分科会の各事務局に調査協力の依頼および調査票をメールにて添付にて送付し、メールもしくはFAXにて回収した。

3. 調査内容

調査項目は、以下のとおりであった。

1) 学会の基本属性

会員数、評議員数、理事数等

2) 人生の最終段階の医療（終末期医療）に関する学会での用語について

(1) (人生の最終段階の医療に関わらず) 学会独自の用語集を作成しているか

(2) 学会の用語集に人生の最終段階の医療に関する用語が収載されているか

(3) 用語集に収載されている人生の最終段階に関する用語

(4) (用語集作成の有無に関わらず) 人生の最終段階の医療に関する以下の用語について、学会である程度のコンセンサスが得られている定義の有無および定義：①人生の最終段階、②終末期、③エンドオブライフケア、④緩和医療・緩和ケア、⑤ホスピスケア、⑥ターミナルケア、⑦アドバンス・ディレクティブ(事前指示)、⑧リビングウィル、⑨ACP(Advance care planning)、⑩DNAR (Do not attempt resuscitation) 他

3) 学会で策定したガイドライン（指針）

(1) 学会でガイドライン（指針）作成に関する委員会設置状況

(2) 学会で人生の最終段階の医療（終末期医療）に関するガイドラインを策定してい

るか（人生の最終段階の医療に関して触れているものも含む）

(3) ガイドラインの名称および初回策定年月日、最終改訂年月日

(4) 人生の最終段階の医療に関する学会のガイドラインにおける以下の内容の記載状況：①人生の最終段階（終末期）の定義、②人生の最終段階（終末期）の判断、③人生の最終段階における医療（終末期医療）及びケアの方針の決定手続き、④アドバンス・ケア・プランニングについて、⑤延命措置への対応、⑥心臓や呼吸が止まった場合の蘇生処置、⑦人生の最終段階の患者に発生する症状への対応、⑧飲食ができなくなった場合の人工水分・栄養補給法の導入、⑨補完代替医療、⑩家族の定義、⑪死が間近な患者の治療方針についての家族との話し合い、⑫医療ケアチーム、⑬治療方針等について検討を行う委員会の設置、⑭死が間近な患者の治療方針やその代理人を定める書面（事前指示書）の作成、⑮人生の最終段階の医療における診療録の記載、⑯職員に対する人生の最終段階の医療に関する教育・研修の実施状況

（倫理面での配慮）

本研究は、平成29年2月1日に筑波大学医学の倫理委員会【許可番号：1147】の許可を得て実施されたものである。研究対象には、個人情報取り扱い方法等について説明書に記載し、調査票への回答・返信をもって同意を得たものとした。

C. 研究結果

平成29年3月末までに38学会

(28.6%) から回答を得た。結果は平成29年度の分担研究報告書において報告予定である。